

【部会名】 源泉部会

【タイトル】 7月研修会

【日時】 平成19年7月3日(火) PM3:00~5:00

【場所】 法人会館

【演題】 「出向社員・派遣社員に支給する 経済的利益の取り扱い」

【講師】 林 法人課税第2部門統括官

【内容】

1.最近の新聞記事での出向・派遣関係の事件で、何が問題なのかを解説した。

(1) M電器

請負会社への大量出向 技術指導だけでなく、自らも直接製造に従事
偽装請負 M電器の社員が請負会社の労働者を指揮命令

職業安定法 何人も労働者供給業を行い、又は労働供給業を行う者から供給された労働者を自ら指揮命令下に労働させてはならない。

(2) H製作所

派遣社員から契約社員に切り替えても、派遣会社が労働管理していた。
安全衛生の問題に雇用者が対応できない恐れがある。

2. 出向と派遣の違い

(1) 出向 出向元・出向先とも雇用関係がある。

(2) 派遣 派遣先とは雇用関係がない。

3.日雇い労働者の給料から違法天引きの事例も紹介した。

労働者の代表との協約がないと、全額現金払いが原則に反している。

4.次の経済的利益に対する課税関係はどうなるか？

(1) 今期の業績が大幅に伸びた為、社員だけでなく出向社員・派遣社員にも**決算賞与**を支給した。

(2) 1年以上勤務している出向社員・派遣社員を、会社の**慰安旅行**に(1泊2日)に参加させた。

(1) 給与所得（賞与）として取り扱う。但し、派遣社員は2ヶ所に扶養控除等申告書を出せないでこのケースは乙欄課税し、あとは確定申告で精算。

- ・「派遣社員は派遣先とは雇用関係がないので、支払い側は交際費で支出し受け取った側は雑所得ではないのか」の質問に対して

【雑所得の例示規定の第12項・・・役員又は使用人が自己の職務に関連して使用者の取引先等からの贈与等により取得する金品】は、労務の対価に関係のないケース（謝礼）を指しているなので、該当しない。

【給与と交際費の区分の規定】にあるように、交際費の中に給与に該当する支出があれば、給与課税が優先する。

【派遣役員等の給与に対する源泉徴収の規定・・・派遣先が派遣元へ給与等の一切を支払っている場合は源泉徴収を要しない】とは異なるケース。

給与所得・・・雇用又はこれに類する原因に基づき提供される労務の対価。金銭だけでなく、経済的利益も含む。

故に、**税務では労働の提供に関係するか否かで判断する。**

(2) 同じく給与所得で且、非課税の範囲以内。



活発な意見交換がなされた 研修会